

第1267回 高知市教育委員会 7月定例会 議事録

1 開催日 令和4年7月25日(月)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第27号 令和5年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について

日程第3 市教委第28号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第4 市教委第29号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について

日程第5 市教委第30号 高知市社会教育委員の委嘱等について

報告 ○第491回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	人権・こども支援課長	中 井 昭 秀
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	少年補導センター所長	西 澤 勇 司
	高知商業高等学校事務長	宮 田 小 町
	文化振興課長	藤 原 美 穂
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	教育研究所指導主事	戸 梶 利 道
	教育研究所指導主事	百 田 博 臣
	教育政策課主幹	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和4年7月25日（火） 午後4時～午後5時（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

**松下教育長**

ただいまから、第1267回高知市教育委員会7月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員、お願いいたします。

**西森委員**

はい。

**松下教育長**

本日は議案が4件、報告事項が2件となっております。

議案のうち1議案は8月末までの間、時限秘の内容となっており、報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから、秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から始めたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異議なし】 —————

**松下教育長**

それでは、日程第3 市教委第28号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**人権・子ども支援課生徒指導対策監**

市教委第28号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

令和3年度に高知市立潮江東小学校において発生したいじめ重大事態の調査報告書に対して、本年度4月に当該児童の保護者から所見が市長に提出されたことを受け、市長から「調査主体を教育委員会として追加調査を行うことが望ましい」と指示がありました。つきましては、本件調査を行った対策委員のうち、調査終了に伴い一旦解職されていた1名を、高知市いじめ防止等対策委員会委員として、再度委嘱するものでございます。委嘱いたしますのは、資料の名簿にございますとおり、高知県臨床心理士会から御推薦いただきました、杉原俊二臨床心理士でございます。杉原臨床心理士は、現在、高知県立大学社会福祉学部で教授として御勤務されております。

それでは、御承認をお願いいたします。

**松下教育長**

この件について、質疑等はありませんでしょうか。

**西森委員**

教えてください。A案件だというふうにしたときに、それは学校主体で調査をしているという前提でいいですか。この杉原先生が関わられていて、これが一旦終わったものとして解職されたが、また再調査になり今度は教育委員会の方でとなった。もう1回ということになると、1回やってもう1回関わるということ、一応視野に入れているということでしょうか。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

この件につきましては、市長の方からは、いわゆる所見に対して回答するような形で追加調査をしてはどうかというふうな御指示でした。一からまた調査をし直すというのではなくて、以前やったメンバー3名の方で、その所見に対して報告を、具体的には記載をしていくような報告書になるだろうということで、本来もともとその調査をした3名、同じメンバーでいくことが望ましいだろうというところまで指示がありました。しかし残念ながら、もう1人解職されている精神科医の海辺のホスピタルの町原ドクターが、御事情があり追加調査の調査員を受け入れないというお返事をいただいていたので、杉原臨床心理士のみを外部から再度委嘱をし、そして対策委員会委員の弁護士、山岡弁護士を加えて3名で追加調査をしていくという形になっております。

## 西森委員

分かりました。一般的に揉めるケースがあります。もともとメンバーに不満があったら、場合によっては同じメンバーでやっても意味がないという、全くそういう意味では市教委の対応という受け止め自体に対して批判が来るというケースが一般論としてはあり得ると思ったものですから、ちょっと気になったというところですね。事案がちょっと分からないというか、何を保護者が求められて、どこが論点になりそうなのかというのが私はちょっと分からないので、これでは申し上げられないですけど。一応そういうことも含めて、今後保護者から、3人のうちの2人は一緒であることについて、苦情はなさそうだろうという見通しで選ばれているということですのでよろしいですね。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

市長部局の方で、市長まで報告が上がっていますけれども、その際、パターンとしては、高知市として再調査委員会を設け1から調査をする再調査という方法か、今回のように、その所見に対する回答という形で、教育委員会主体の第三者委員会の方で調査をするというパターン、この二通りが考えられました。その中で市長からは、もともとの調査報告書については、基本的にまずい報告書でも何でもないということを書いていただいて、保護者の方がこのような所見を書いてくるということなので、もう本当に、保護者の思いを、そこでやれることは精一杯やりましたということをお返すために、所見に対する回答という形で答えてあげてほしいというのが市長の思いであったということです。ですので、そのような形で教育委員会の調査機関で再度追加調査をしていくということを保護者の方に連絡する際に、調査員については、また内容を把握していない者を入れるわけにはいかないので、一定状況把握している3名で進める方向でやりますという連絡をしており、それも保護者の方の承諾を一旦得た上での選定でございます。

## 西森委員

はい、分かりました。そこをお聞きして安心しました。ありがとうございます。

## 松下教育長

確認しますが、もう既に、保護者に対してはお伝えしている、こういう方向でやりますということをお伝えして、了解をいただいているということですね。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

今回の原崎委員、杉原委員、山岡委員でやるというところまではまだ伝えておりません。旧のメンバー3名でやる方向で動きますというところですね。

## 松下教育長

名前ではなくて、旧のメンバーで教育委員会主体の調査を行いますという言い方を、御了解いただいているということですか。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

はい。

## 松下教育長

よく分かりました。ほかに質疑等ありましたらお願いします。

## 森田委員

細かいことですが、4番と8番の委員さんが同じ職場なので、書き方が多分高知大学教育研究部、4番の方が教育学部になってはいますが、多分同じ書き方というか、何々部何々系という順番だと思っるので、そこだけ追加させていただければと思います。教育学部ではなく教育研究部だと思います。

## 人権・こども支援課生徒指導対策監

ありがとうございます。訂正いたします。

## 松下教育長

確認をお願いします。ほかに質疑等ありましたらお願いします。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

## 委員一同

————— 【異議なし】 —————

## 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第28号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第29号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## 少年補導センター所長

「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」御説明いたします。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育青少年の健全育成に関わる関係機関、団体等から推薦していただき、委員を委嘱、任命させていただいております。今年度は23名でございます。今回の委嘱は任期中の委員から辞退の申し出があり、委員の交代をするものでございます。交代する委員は、小串和久委員です。小串和久高知県高等学校PTA連合会長は会長交代によるものでございまして、佐竹大樹会長に交代をいたします。今回の委嘱によりまして、女性の運営委員の人数は変わりません。委員の委嘱期間は高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、前任者の残留期間である3月31日まででございます。以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

## 松下教育長

この件に関して、質疑はありませんか。御意見がないようですのでこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

## 委員一同

————— 【異議なし】 —————

## 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第29号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第30号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## 文化振興課長

市教委第30号「高知市社会教育委員の委嘱等について」御説明いたします。

本市では社会教育法第15条第1項の規定によりまして、社会教育委員を設置しております。学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者等から構成されており、任期は2年間となっておりますが、今回人事異動等により辞退の申出があったこと

から、後任の社会教育委員の委嘱についてお諮りするものです。今回新たに委嘱する委員の任期は辞令交付の日から令和5年7月6日までで、前任者の残任期間となっております。

資料の10ページを御覧ください。今回解嘱となる社会教育委員の方と新たに委嘱を予定している後任者の方の名簿となっております。次の11ページには、社会教育委員全体の名簿を載せております。条例上では委員定数は21名以内となっております。現在は19名の方に委員に就任していただいております。

今回予定しております委員の交代による男女比の変更はなく、全委員における女性委員の比率は52.6パーセントとなっております。

では、3名の新任の委員の御説明をいたします。10ページを御覧ください。下段の委嘱等の名簿で御説明しますが、1番の佃由紀子様は、高知市立小中義務教育特別支援学校長会からの推薦となっております。2番の植村浩史様は、株式会社高知放送の人事異動による交代となっております。3番の栗原輝之様は、NHK高知放送局の人事異動による交代となっております。社会教育委員会議は規則により、定例会を年1回以上開催することとなっております。例年2回開催をしております。委員の皆様には、それぞれのお立場から、高知市の社会教育に対して御助言や御意見をいただくこととなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 松下教育長

この件について、質疑等はありませんでしょうか。

#### 西森委員

教えてください。3番の方についてです。役職が変わっているのはなぜかという質問になります。NHK高知放送局さんの方から、恐らく放送部長さんからいろいろ人事異動的なお話があって、後任を構えてくださいと推薦依頼をしたら、多分この方が推薦されてきたという感じだろうと想像していますが、放送部長だったらスライドでいきそうな感じもありますけど、なぜ高知・コンテンツセンター長という方になられたのか、もし事情があればお聞きしたいです。相応しくない相応しいとかそういうことではなくて、何かNHKさんの方で思いがあって、そういう人を出してくださったのかどうかという辺りが、もし分かれば教えてください。

#### 文化振興課長

申し訳ないです。どういう経過でこの方になったのかというのは分からなくて、もしかしたら局内で部署名変更があったのかもしれませんし、その点把握しておりませんので、また確認できましたらお知らせします。

#### 西森委員

ありがとうございます。問題ないだろうと思っております。ポストが極端に下の人が来ると言われると違うという気はしますが、恐らく問題ないだろうと思っておりますので、ありがとうございました。

#### 松下教育長

ほかに質疑等ありましたらお願いします。ほかに御意見ないようですのでこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第30号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第491回高知市議会臨時会に提出する予算議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局からの説明をお願いします。

## 教育政策課長補佐

お手許にお配りしております「令和4年7月市議会臨時会提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれたホッチキス止めの資料を御覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたします議案は、補正予算議案1件でございます。

1の予算議案について、御説明いたします。(1)「創造的教育方法実践プログラム策定事業費」600万円の内容といたしましては、令和4年6月に高知商業高等学校が、文部科学省の創造的教育方法実践プログラムの指定校として採択されましたことから、2ページにございますとおり、高知の経済を支える人材の育成を目指して、市商地域創造プログラムの開発を行うものでございます。具体的には、教科等横断的な学習活動の時間（仮称：市商学）を通しまして、複数の教科科目や生徒会・部活動等における学びを融合させることで、これまで培ってきた「市商マネジメント力」に「ビジネスマナー」や「学びに向かう力」を加えた総合的な力を育成するものとなっております。指定校としての期間は、原則として3年間とされておりますが、年度ごとの実績等を踏まえて、次年度以降も継続することが妥当かどうか判断されることとなっております。令和4年度につきましては、Web会議システムを活用した遠隔授業による専門家等との交流を実施し、地域や学校の特色に応じたテーマをプロジェクションマッピングで表現する企画・運営を通して、これまで培ってきた「市商マネジメント力」の現状分析を行うものでございます。

説明は以上でございます。

## 松下教育長

この件に関して質疑等ありましたらお願いします。

## 西森委員

まず、文科省としてこういった創造的教育方法実践プログラムというようなものを進めていこうという方針が示されて、全国で大体何校ぐらいの指定があったのかというのが一つと、こういう場合は一般的に文科省が言うてくるものですか、それとも手を挙げるのですか。市教委や県教委から推薦したりなど、どういう経緯で商業高校が選ばれたのかを知りたいです。それから三つ目ですけど、プログラムを作るということなので、まずカリキュラム開発をしたあと、実際に実践してみたらある程度いいものができたので皆さんどうぞ、という感じになるのかなと思うのですが、そういう意味では、今後も継続的に何か実践するための予算が3年ぐらいあると思ってよろしいでしょうか、そういった辺りをお伺いしたいのですがいかがでしょうか。

## 学校教育課長

まず、9校応募で6校が採択されたと聞いています。

## 西森委員

そうなんです。今のお話だと自校推薦、なんて言ったらいいんでしょう、県教委とか市教委からの推薦ではなくて、学校が独自に手を挙げるという方式だったということですね。

## 商業高等学校事務長

実際に計画は学校教育課の方で作成いただきまして、学校教育課からの応募ということになっております。

## 西森委員

はい。分かりました。三つ目というか、今回このプログラムの策定事業の実施期間というか、それはどれぐらいの期間ですか。1年で開発するのか、実践も含めて2、3年かけて開発するという感じなのか、そこらはいかがですか。

## 学校教育課長

指定期間は原則3年間となっております。高知市議会では補正予算、採択後に契約を結んでから3年後というか。今年を含めて3年間一応継続となっております。ただ年度ごとに契約の更新ということで、継続できるかどうかは御審議いただいた上で継続ということになります。

#### 西森委員

分かりました。ありがとうございます。全国に高校がいくつあるか存じませんが、物凄く意欲的な取組をされて、実際それは文科省でもよしということになったということで、この市商モデルが全国でいろんな所に広がったらいいなと思います。よろしく願いいたします。

#### 商業高等学校事務長

ありがとうございます。

#### 松下教育長

ほかにありましたらお願いします。

#### 森田委員

文科省がOKと言ったものなので大丈夫だと思いますが、2ページが一番下の方に、「新時代に対応した（高等学校改革推進事業）全国のモデルとなるプログラムをつくる」とあります。具体的にイメージするものが私には見えにくくて、高知の経済を支えるという、多分新しいものを何か作っていく、想像していくということは分かりますが、オンラインをやったり遠隔をやったり、質の高い通信教育をする、目標ゴールがどの辺りにあるのかというのを良かったら教えていただきたいと思います。

#### 学校教育課長

文科省の目標としましては、高等学校学習指導要領が改訂されましたことに伴っての、高等学校教育の新たな形を模索していく。そういったものを研究によって開発していくというのが趣旨でございます。高知商業高校はそういった研究をしていきたいという希望もあったために、高知市教育委員会からお話してということになりますので、今おっしゃっていただいたようにICTだったり、遠隔授業であったり、そういったものを取り入れた学習プログラム、カリキュラムが新しい高等教育にかかっていけばいいという辺りも含めた研究になっております。

#### 森田委員

最終的には高知で経済を支える戦力になってもらいたいということでしょうか。

#### 学校教育課長

そこは高知商業の目標とするところであります。高知商業としては高知で活躍する人材を育てていきたい、それに新しい高等学校教育がどのように携わっていけばいいかというのをかけ合わせて、研究になっていくものと考えております。

#### 森田委員

高知に貢献してもらえたらということですね。はい。ありがとうございます。

#### 西森委員

どんなのができるか楽しみです。森田委員さんが言われたように、今まで見たことがないもので、どういう成果物なのか全く想像がつかなかったものですから、楽しみにしております。

#### 松下教育長

ありがとうございます。構いませんでしょうか。

それでは、日程第2 市教委第27号「令和5年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」ですが、この案件は、8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので〔秘密会〕といたします。

また、報告事項の2件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、〔秘密会〕といたします。

なお、進行の都合上、報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

## 松下教育長

市教委第27号「令和5年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

市教委第27号「令和5年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」説明いたします。資料1を御覧ください。

まず資料1の1「学校教育法附則第9条による教科用図書」についての説明をいたします。まず(1)に関わりましてでございますが、特別支援学級や特別支援学校において用いるための検定済教科書は、現在発行されておられません。また、文部科学省が「文部科学省著作教科書」を編集・発行しておりますが、その種類は国語、算数・数学、音楽のみに限られております。このことから、特別支援学級及び特別支援学校におきましては、学校教育法附則第9条の規定により、検定済教科書や文部科学省著作教科書以外の図書を教科書として使用することができることになっており、この図書を通称「9条図書」と呼んでおります。

次に(2)についてでございますが、この9条図書は、検定済教科書では子どもの学習に適切でないという場合に使用することになっておりますので、これを用いる場合には、検定済教科書の支給を受けずに、代わりに9条図書の支給を受けるということになります。なお、9条図書は検定済教科書と同様に無償で給与され、支給された図書は子ども個人のものとなります。

次に(3)についてでございますが、9条図書は特別支援教育の教育課程に即して用いられるものでございますので、教育課程上にない教科に対しては支給できません。

(4)についてでございますが、9条図書は、検定済教科書のように日々これを用いて授業を行うというのではなく、子どもの学習活動を発展・拡大させていくための一つの題材として活用されるものでございます。

続きまして、2「9条図書の採択について」御説明いたします。こちらは採択の流れについて書かれておりますが、内容につきましては資料2の1ページを御覧ください。まず流れにつきましては資料2の1ページに基づきますと、1. 高知県教育委員会からの指導・助言を得まして、2. 本市教育委員会事務局が学校からの意見を参考に調査研究を行い、3. 採択資料を作成するとともに、4. 本教育委員会におきまして採択するための審議をお願いするものでございます。

次に、資料2の2ページを御覧ください。本年度の本市の「義務教育諸学校における学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定基準」を示しています。この内容におきましては、本年度の県教育委員会の一般図書選定基準によるものを参考に作成しております。

続きまして、資料3を御覧ください。資料3では、9条図書における平成15年度以降、採択された図書を順次追加していく形にしておいてございまして、資料3にございますように、本年度までに513冊の一般図書の中から選べるようになっております。検定済教科書の採択とは異なり、年度を追って順次図書を追加しておりますのは、できるだけ広い選択肢の中から、子どもたちの現状に応じてより良い図書を選択できるようにするためでございます。

前後して申し訳ありませんが、もう一度資料2の3ページから4ページを御覧ください。こちらには令和5年度以降用として新たに調査を行いました一般図書一覧でございます。3ページのナンバー1からナンバー10までの10冊においては、県教育委員会の助言を受けた図書でございます。



4ページのナンバー11から15の5冊におきましては、本市において学校現場からの使用の希望を参考選ばれた図書でございます。よって、合計15冊におきまして、本日の御審議をお願いしたいと思います。資料5ページにおきましては、5ページ以降12ページからこの15冊の本の内容構成や印刷・表現、価格等について調査・研究をした結果でございます。なお、お机の上に15冊の見本の本を用意してありますので、御覧いただければと思います。本日はこの15冊につきまして、採択のための御審議をよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

#### 松下教育長

説明がありました。手に取っていただきまして、調査研究の結果を、各本について書かれていますので見ていただけたらと思います。

#### 谷委員

これは毎年本が変わるということでしょうか。

#### 松下教育長

増えていくという、このリストが増えていくということです。

#### 谷委員

分かりました。だから見たことのない本があるんですね。ありがとうございます。

#### 西森委員

すみません。13番の本などは限りなく教科書っぽい本だと思っています。これは9条図書で採択されることを想定されているものなんですか。普通にお家で買う本だとはちょっと思わないのですが、そういったものもあるんですか。ユニバーサルデザインのことまで書かれています。

#### 谷委員

難しそうな感じですね。

#### 松下教育長

14番も同じように教科書のような形ですけど、そういう書籍も出ているわけですね。

#### 西森委員

毎年思いますけど、この資料2の2ページに一般図書選定基準とあります。ここにドリル的なものとかは駄目です、問題集も駄目で、それからカードのようなバラバラするものも多分駄目などあって、そういうのを、見るからに駄目というのを除けば、ほぼもう細かく要件検討せずに通ってきているというイメージがあります。ほかに何か撥ねられたケースというのが過去にございますか。御存知の限りで。結局その、「可能な限り系統的に編集されるとともに、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切である」と言って、「特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書類、問題集等は適切でないこと。」と書かれていますけど、「特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱わない図書」と言われたら、かなり厳しいと思います。そこはなんていうか、かなり緩やかに解釈して、機会を増やそうということでやられていますよね。後ろの総合所見も、科目との関連性といったときに、どういう科目に対してどうなのかというふうなことについて、科目というか教科ですか、意識して書かれているものとそうじゃないものがあるような感じがするので、多分通るからという前提になっているんだと思うのですが。検討する段階で、シビアに見た方がいいのかなという気もしています。

#### 森田委員

例えばこの「くらしに役立つソーシャルスキル」という本を見ると、異性と友達の付き合い方をどうしたらいいのか、異性、同性でもいいのですが、親密な関係、交際したかったらどうしたらいいのだろうか、結構そういうことがここに書かれています。まずどういうところがどうするといひけど、どういうことをすると嫌われるよみたいなのを、教科、単位で考えさせたりする。あと世間話はどうしたらいいのかとか、そういうのはここによく書かれていますので、やっぱりこういう本は要ると思います。それから、先ほどのこのリストを見てみると、SDGsというのはもう地球規模

ですよね。例えば、地球規模で肌の色も髪の色も目の色も言葉さえ違うという。高知だと確かにこういう人にあまり出会う機会はないかもしれませんが、いろいろいるんだと、高知県だけが標準じゃないんだというか。これで理解してもらおうような、そういう積極的な取組がいるんじゃないかなというふうに。あと、「どんないろがすき」とかいう3番なんかも、要するに多様、いろいろな色が皆あっていいんだよという個性尊重の本だと思うので、必要なことじゃないかと思いました。

#### 谷委員

大変厳選されて選ばれていると思います。その「ひとりだちする（ための社会）」という本も良さそうですね。

#### 森田委員

そうですね。これは社会、最後はSDGsの話になってくる。

日本の歴史も日本の歴史年表とか、これだけは覚えとけみたいな感じですかね。大正時代は何があったとか、縄文時代は何をしていたかとか。

#### 谷委員

いいじゃないですか。

#### 松下教育長

構いませんでしょうか。ほかに質疑等はありませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「令和5年度以降の高知市立小・中・義務教育学校特別支援学級及び高知市立高知特別支援学校における学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書館の採択について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第27号は、原案のとおり決しました。

[秘密会]を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時

署名

教育長 \_\_\_\_\_

3番委員 \_\_\_\_\_